

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年12月まで

私は、A県の大学に在学中20歳になったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料の納付書は、私の実家に送付されていたので、私の父が保険料を納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料についても、私の父が納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、その父親は、申立人と同じくA県に居住し学生であった申立人の兄及びその母親の保険料も納付していたものと推認され、その母親の第3号被保険者資格喪失直後の3か月を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の父親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間は、申立人の兄及びその母親の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間当時の申立人家族の生活環境に大きな変化はみられないことから、申立人の父親が、申立期間について申立人以外の家族の保険料を納付し、申立人の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料も納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

私は、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、昭和51年3月16日に、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付した。所持している領収証書はA市国民健康保険料の「国保領収証書」であるが、当該領収証書の納付通知書番号欄には私の国民年金手帳記号番号が記載され、申立期間の国民年金保険料相当額1,100円を納付したことが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付したものである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月8日付けで国民年金に任意加入し、申立期間後は国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する「国保領収証書」は、昭和50年度のA市国民健康保険料の領収証書であることが確認できるが、i)健康保険について、オンライン記録により、申立人は政府管掌健康保険に加入していた夫の被扶養者であることが確認できることから、申立人は同年度の同市国民健康保険料の納付義務者ではなかったものと認められること、ii)申立人が、昭和51年3月8日付けで国民年金に任意加入した直後の同年同月16日にA信用金庫C支店で申立期間の国民年金保険料を納付した際に受領したとする「国保領収証書」には、申立人の国民年金手帳記号番号及び申立期間の国民年金保険料相当額1,100円が記載されていることが確認できることから、申立人は、当該領収証書に係る保険料を国民年金保険料と認識して納付していたものと推認できる。

さらに、納付義務者でない者が納付した国民健康保険料の処理について、同

市から、「当時、原則として国民健康保険料を返金することとなるが、国民年金の被保険者が納付した場合には、希望により国民年金保険料に振替処理（本市国民健康保険会計から国民年金会計への公金の振替）を行うことは可能であった。」との回答を得ていることから、国民健康保険料の納付義務者でなかった申立人について、同市が収納した国民健康保険料を申立期間の国民年金保険料に振り替えたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間、50年10月から51年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

私は、夫と一緒にA店を営んでおり、老後の生活を考え、国民年金保険料は全て納付しなければならないと思い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行又は郵便局で納付していた。

夫婦の国民年金保険料を一緒に納付しているにもかかわらず、夫は納付済みで私が未納であることは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は併せて12か月と短期間であるほか、申立人は、申立期間を除く60歳に到達する前月までの国民年金加入期間において保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を自身が納付したとしており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録で保険料の納付日が確認できる期間については、夫婦の保険料納付日が同一であることが確認でき、申立期間①及び②については申立人の夫の保険料が納付済みであることから、当該期間において、申立人が自身の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間③は、3か月と短期間であるほか、B市の被保険者名簿により、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該期間の保険料についても同様に現年度納付してい

たものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 44 年 3 月 27 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が3回の被保険者期間のうち2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間は短期間であり、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一の被保険者記号番号になるよう加入手続が取られていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで

A社に勤務していた昭和59年4月から平成10年6月までの給与支給額は定額であったが、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額だけが他の期間の標準報酬月額（36万円）よりも低額な記録（26万円）となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間の標準報酬月額の記録について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成3年分及び4年分の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和59年4月から平成10年2月までの給与総支給額は毎月35万円と定額であったことから、申立期間に係る標準報酬月額算定基礎届だけを低額で届出する理由は無く、正しい届出を行っていたと思う。」と主張するものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月29日は59万9,000円、同年12月26日は43万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月29日
② 平成17年12月26日

申立期間①及び②にA社から賞与の支払いを受け、各賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、ねんきん定期便によると、両申立期間における標準賞与額の記録が確認できない。

厚生年金保険料の賞与からの控除を確認できる賞与支給明細書を保管しているため、申立期間①及び②について、厚生年金保険の給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賞与支給明細書並びに同社の回答から、申立人は、平成17年8月29日及び同年12月26日に同社から賞与の支払いを受け、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書

において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は59万9,000円、申立期間②は43万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「業務を委託した社会保険労務士事務所が適切に事務手続を行い、厚生年金保険料も納付したはずである。」と主張しているところ、業務を受託した社会保険労務士事務所では、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月28日から4年8月1日まで

A社（現在は、B社）の関連会社であるC社のD職であったことから、グループ関連企業のE社に勤務していたが、C社とA社が合併することとなったため、平成3年5月からは、C社のD職のまま、A社のF職として勤務することとなった。同社における勤務条件及び給与額等については、申立期間及びその前後の期間において変更は無かった。

しかし、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額だけが低額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間前のE社における厚生年金保険の標準報酬月額は53万円であったが、平成3年5月28日に同社における同保険の被保険者資格を喪失し、A社において同日で同資格を取得した際の標準報酬月額は30万円となっており、その後、4年8月に再び53万円となっている。

しかしながら、B社は、当時の資料が残されていないことから当時の状況は不明である旨を回答しているものの、申立期間及びその前後の期間における申立人の給与受取口座に係る預金取引明細表によると、当該期間において、継続して90万円以上の給与が振り込まれていることが確認できるとともに、当該期間に係る給与振込額がほぼ同額であることから判断すると、申立人は、申立期間についても、その前後の期間と同様に、53万円の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

また、C社及びA社に係る商業・法人登記簿謄本において、申立人と同様に、申立期間中に両法人においてD職又はF職に就任していることが確認できる者のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できた6人は、オンライン記録によると、いずれも、申立人と同様、申立期間中にC社からA社に厚生年金保険の適用事業所が変更されているものの、その標準報酬月額は継続して53万円となっている。

さらに、上記6人のうち2人は、「申立期間において、申立人の給与が減額されることはなかったと思う。」と供述しているとともに、このうち一人が名前を挙げた申立期間当時の事務担当者は、「D職及びF職のうち、一人についてだけ給与が減額することはなかったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、G連合会から提供された中脱記録照会（回答）において、申立人の申立期間に係る報酬標準給与が、オンライン記録における標準報酬月額と同額の30万円となっていることから、事業主が30万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年11月まで

私は、平成3年に大学に合格するまで国民年金に未加入であったが、同年の3月下旬か4月上旬に私の父親と一緒にA市役所に年金の相談に行った。その際に、同市職員から、年金を受給するには25年間保険料の納付が必要で、今からだと63歳まで納付する必要があるが、過去に遡って2年間分の保険料を納める制度もあるとの説明を受け、父は納得して過去2年分の保険料と同年の一部の保険料を、その場で20万円から30万円を支払った。支払いに2万円不足したので私が足して納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年の3月か4月に、申立人の父親と一緒にA市役所に行き、未納となっていた国民年金保険料について過去2年分の過年度保険料と平成3年度の現年度保険料の一部をまとめて納付したとしているところ、i) A市の現年度保険料の納付状況を記録する「国民年金保険料検認票」において、元年度から4年度までの申立人の保険料が納付された形跡が見当たらないこと、ii) 同検認票により、5年度の保険料は6年1月5日にA市で一括納付されていることが確認できること、iii) オンライン記録により、3年12月から4年3月までの納付済保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、同様に4年4月から5年3月までの納付済保険料も過年度納付されたものと推測でき、申立期間後の2年分の保険料を遡ってまとめて納付した状況がみられる。

また、申立人が主張するとおり平成3年に過去2年分の過年度保険料と平成3年度の現年度保険料の一部をまとめて納付したとすると、3年度の残りの期

間以降の保険料は、25年間の保険料納付の必要性を認識していた申立人の父親であれば、現年度納付するのが自然と思われるが、A市で申立人の国民年金保険料が初めて現年度納付されたのは、平成6年1月である上、申立人の6年度及び7年度の保険料は前納されていることを踏まえると、申立人の保険料をまとめて納付した時期は、6年1月と推認され、その時点で遡って納付できるのは、3年12月以降の保険料となることから、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料納付状況を確認することができない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年に結婚し、義母から勧められ、その年のうちに国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、義母が、自宅に来た集金人に家族の分を納付してくれており、申立期間について、夫の保険料が納付済となっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、申立期間後の昭和40年2月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入で、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、義母が自宅に来た集金人に納付してくれたとしているが、A市が集金による保険料の徴収を開始したのは、昭和39年10月からであり、申立人の保険料納付に係る説明と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年2月の時点で、申立期間のうち、36年4月から37年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、過年度納付が可能な38年1月から39年3月までの保険料について、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したかは不明であるとしており、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私の母は、昭和57年4月にA市で住民登録をした際、同市の職員から私が国民年金に未加入であると言われ、その場で私の国民年金の加入手続きを行い、未加入期間の全ての保険料を納付しようとしたものの、2年間しか遡及して納付できないと言われ、2年分の保険料をまとめて納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和57年4月にA市で住民登録を行った際に、同市の職員から申立人が国民年金に加入していない旨を指摘され、その場で申立人の国民年金への加入手続きを行ったと主張しているところ、i) 申立人の戸籍の附票により、申立人は59年1月に同市からB市へ転出し、同年5月に再度A市へ転入していることが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により同年5月にA市から払い出されていることが確認でき、別の同手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立人の母親が申立人の住民登録を行い国民年金に加入した時期は同年5月であったと推測される。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者期間である昭和58年5月から同年11月までを除く57年4月から58年4月までの期間及び同年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料が、59年6月18日に納付されていることが確認でき、申立人の母親が保険料を2年遡って納付したとする記憶はこの納付済期間の保険料であったと推認され、この時点で申立期間の保険料は既に時効により納付できなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年1月まで

私は、平成元年6月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A町役場B出張所の窓口で、国民健康保険の手続と同時に、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、毎月、A町役場の窓口で納付し、その都度、領収印を押してもらっていたように思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人が申立期間当時居住していたA町（現在は、A市）の国民年金被保険者台帳において、当該時期に申立人が国民年金の加入手続を行った記録は確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成5年10月頃に払い出されたものと推認できるところ、当該時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、国民健康保険の手続と同時に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、A市において、申立期間に係る申立人の国民健康保険の加入歴は無く、このことは申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

平成4年3月に会社を退職した翌月に、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、再就職するまでの同年4月から同年9月までの期間、毎月1万円前後の国民年金保険料を郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人の基礎年金番号の記録には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月前に国民年金に加入していた者に対し、必ず記録されている国民年金手帳記号番号に関する記録が無いこと、ii) 申立人の国民年金被保険者資格得喪記録の全てが同年7月18日に記録されたものと推認できることから、申立人は、当該処理日以前は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時住所を定めていたA市において、申立人が国民年金に加入していた形跡が見当たらない上、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶がないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から34年3月22日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、オンライン記録により申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和34年3月の前後2年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす者19人について支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録があり、このうち14人(申立人を含む。)が被保険者資格を喪失した日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和34年7月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月4日から39年1月1日まで
② 昭和40年5月27日から同年7月25日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月24日から43年8月16日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、申立期間の前の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金の請求手続きを行い、受給したが、申立期間については、受け取った覚えがないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンラインの記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿又は健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和43年12月3日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から33年10月16日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を支給しているため、年金額に算入されないとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和33年10月の前後3年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす15人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人に脱退手当金の支給記録があり、このうち10人(申立人を含む。)が被保険者資格を喪失した日から約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所の本店で給与計算を担当していたとする者は、「会社が退職する女性に脱退手当金制度の説明を行っており、脱退手当金の代理請求を行っていた。当時、女性が退職した時は、全員厚生年金保険から脱退していた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和34年1月16日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和34年1月16日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から10年12月6日まで

申立期間はA社に勤務しており、当時の給与支給額は毎年増額していたと記憶している。しかし、年金記録によると、標準報酬月額が減額されている期間があることから、申立期間について、標準報酬月額の記録を調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管する申立期間に係る市民税・県民税納税通知書(以下「納税通知書」という。)及び複数の同僚から提出された申立期間の一部の期間に係る給与支払明細書並びに当時の事業主及び同僚の供述から、申立期間のうち平成3年1月から10年11月までの期間は、納税通知書から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額である期間が確認できるものの、当該期間に係る納税通知書から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できるとともに、申立期間のうち当該期間を除く期間については、納税通知書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。一

方、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した2年5月から同年12月までの期間については、納税通知書から申立人の同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を推認することができないとともに、同社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、14年3月29日に解散していることが確認でき、当時の事業主は、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者3人及びオンライン記録において申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた5人の合計8人に照会したところ、回答が得られた3人全員が、「当時の給与支給額と標準報酬月額は符合している。」と供述しているとともに、このうち一人は、「社会保険事務を担当していたが、標準報酬月額算定基礎届等の届出事務は適切に行っていた。厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）の決定通知を受けた標準報酬月額に基づき算定し、給与から控除していた。」と当時の状況について具体的に供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間の全てにわたってA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる者は、事業主及び申立人を除いて3人確認できるが、このうち二人は、申立人と同様、標準報酬月額の定時決定において、決定後の標準報酬月額の等級が決定前の等級より低くなっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の記録だけが不自然となっているような状況は認められない。

加えて、B連合会から提出された中脱記録照会（回答）により、申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、当該記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年9月1日まで

平成3年5月1日にA社に採用され、同社B支店に勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社における標準報酬月額のうち、申立期間に係る標準報酬月額が給与支給額よりも低額に記録されている。

申立期間当時の給与額が確認できる辞令書及び採用条件に関する書類を所持しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、26万円となっているが、申立人が所持する辞令書及び採用条件についての申合せ事項により、申立人は、平成3年5月1日付けでA社に採用され、同日から4年3月31日までの期間における給与月額が30万円であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年度における定時決定の記録となっており、これは、事業主が算定時期（平成3年5月から同年7月までの3か月間）に支払われた報酬月額の平均額を社会保険事務所（当時）に対して届け出ることによって決定されること、当該事業所は、「当社の給与計算の締め日が毎月20日であることから、従業員の入社月及び退社月の勤務日数に端数が出た場合は、給与額を調整して支給している。当社の記録によると、申立人の平成3年5月分の給与額は、16万2,500円となっており、当社の給与支払日が当月25日であることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が辞令書における給与月額よりも低額になったと考えられる。また、申立期間における厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無いものの、当社では、社会保険事務所からの納入告知書における保険料額と従業員から控除した保険料額が相違している場合には必ず確認を

行っていることから、申立期間についても、決定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除している。」と回答している。

また、C国民健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と同額の26万円となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社B支店長及び同職種の同僚の名前を挙げているところ、このうち、同職種の同僚については、オンライン記録によると、申立人と同日の平成3年5月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人と同様、申立期間における標準報酬月額が、同保険の資格取得時に決定された標準報酬月額よりも低額に記録されていることが確認できる上、当該B支店長及び同職種の同僚に照会し、兩人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額を確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の当該事業所における標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月12日から27年4月頃まで
② 昭和28年7月4日から31年4月頃まで

A社B工場における厚生年金保険の加入記録は、昭和25年5月1日から同年10月12日までとなっているが、同社には、27年4月頃まで勤務していた。

C社（現在は、D社）における厚生年金保険の加入記録は、昭和28年7月2日から同年同月4日までとなっているが、同社には、31年4月頃まで勤務していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B工場に申立期間①も継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社B工場は、昭和35年9月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社本社は、「当社B工場を昭和35年に閉鎖しており、当時の資料も保管していないため、申立期間①当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないことから、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①における加入記録が確認できる同僚のうち、

生存及び所在が確認できた10人に照会し、6人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社に申立期間②も継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D社は、「当時の資料を廃棄しており、当時の事情を知る関係者もいないため、申立期間②当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないことから、C社に係る被保険者名簿において、申立期間②における加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた14人に照会し、10人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られなかった。

なお、申立人は申立期間②における事業主及びその子の名前を挙げているものの、この事業主として名前を挙げられている者は既に死亡しており、事業主の子として名前を挙げられている者は、「父は、個人事業所の*代目事業主であり、現在、私は*代目として、父から事業を引き継いでいる。申立人が父の事業所に勤務していたことを記憶しているが、その時期までは覚えていない。また、当事業所は、C社とは全く関係の無い事業所であり、当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所になったこともない。申立人が当事業所に勤務していた時期とC社に勤務していた時期とは別な時期であったと考えられる。」と供述している。

- 3 申立人は、両申立期間の事情を知る者として、自身の姉の名前を挙げているものの、この申立人の姉は、「当時、妹と同居しており、妹がE品を製造する工場やF品関係の工場に勤務していたことを記憶しているものの、勤務していた時期や、どのくらいの期間勤務していたかは分からない。ほかに覚えていることもない。」と供述しており、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。